

資料1-2 検討委員会の設置目的等について

検討委員会設置目的・検討スケジュール等

港湾管理者や港湾所在市町村が港湾の特殊性を踏まえ津波避難指針・計画を作成する際の参考となるよう、主として防護ラインより海側のエリアで働く方や来訪される方の津波避難に関し、指針・計画の作成に当たっての検討方法や個々の対策のあり方等を検討し、「港湾の避難対策に関するガイドライン」を本年夏頃を目途に策定する。

なお、検討委員会の下に別途WGを設置し、津波避難施設の設計指針の策定のための具体的な検討を実施する。

港湾の避難対策に関するガイドライン検討委員会

検討事項

- (1) 港湾における津波発生時の避難に係る現状の取り組みと課題
- (2) 港湾における安全かつ迅速な避難に資する減災対策について
- (3) ガイドラインの策定

平成25年2月28日

第1回検討委員会

- ・検討会の進め方等について
- ・港湾における避難対策検討の必要性について
- ・東日本大震災からの教訓
- ・港湾の避難に関する取り組み事例

(以降数回開催)

平成25年夏頃目途

ガイドラインの策定

検討結果を反映

港湾の避難施設の設計検討WG

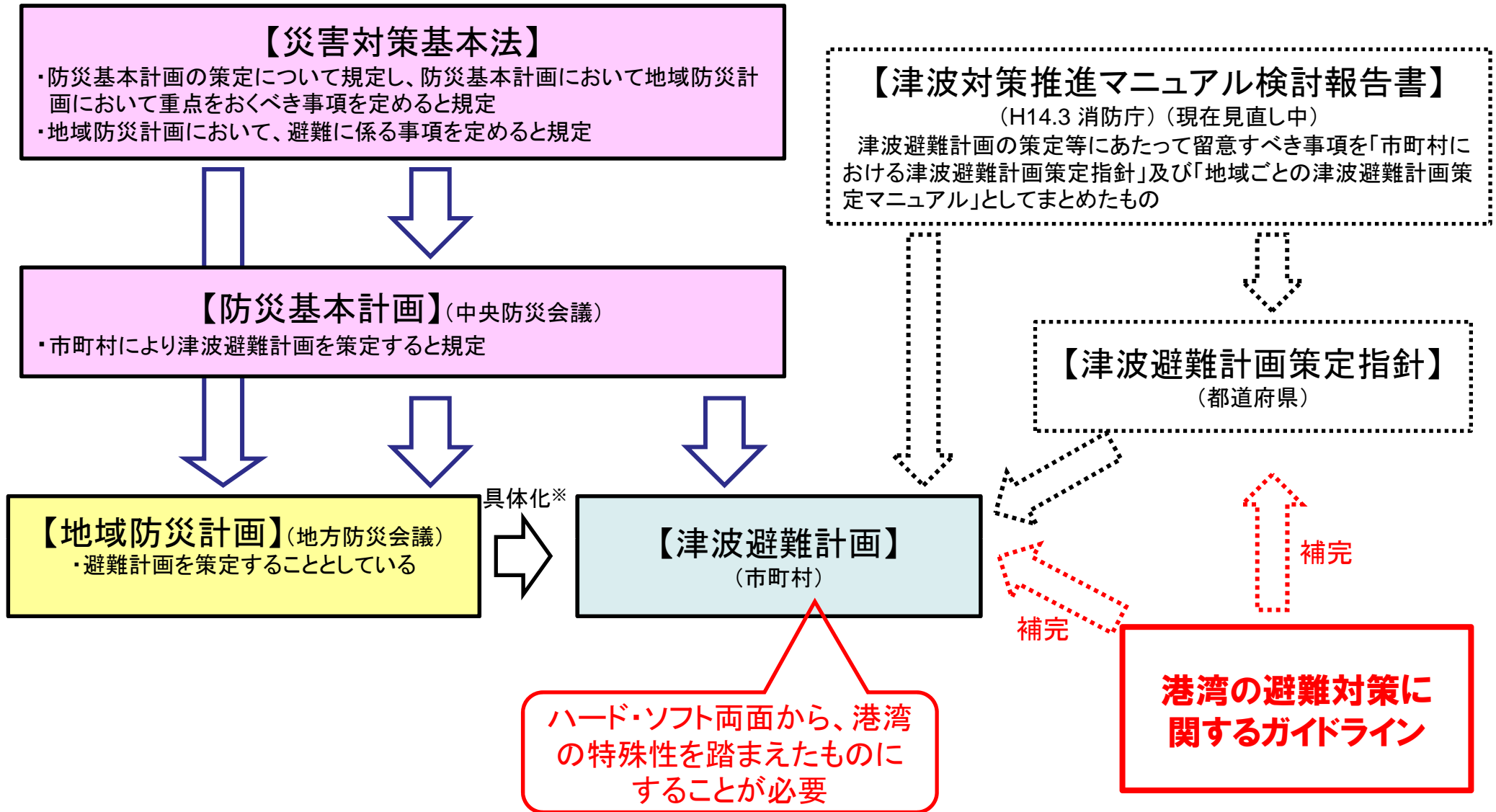
検討事項

港湾における津波避難施設の設計指針について

平成25年3月頃 第1回WG

(以降数回開催)

港湾の避難対策に関するガイドラインの位置付け



※「津波避難計画」とは、地域防災計画に掲載されている津波対策をより具体化したものと位置付けられている。

ガイドラインに盛り込む内容(イメージ)

1. 検討範囲

- ① 港湾で安全かつ迅速な避難が必要な対象者
 民間事業者: 港湾運送事業者、海運業者 等
 来訪者: 旅客、観光、レジャー等
 行政関係者: 港湾管理者、海保、CIQ 等
 周辺居住者 等
- ② 検討の対象地域
 主として防護ラインより海側の地域
 ※防護ラインより陸側の地域も排除しない。

2. 港湾の安全かつ迅速な避難に資する減災対策

- (例)
- ・防波堤による津波到達時間の遅延効果、津波高の抑制効果
 - ・迅速な情報提供(GPS波浪計の観測データの避難への活用、情報板の設置 等)
 - ・津波避難施設の配置
 - ・水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化

反映

3. 港湾の特殊性を踏まえ留意すべき事項

- (港湾の特殊性の例)
- ・堤外地は発生頻度の高い津波でも浸水の可能性
 - ・平坦で高台等まで遠く避難に時間がかかる
 - ・防災無線が届かない地域も存在
 - ・荷役機械や貨物の密集 等

反映

反映

◆津波避難計画において定める必要がある事項

津波浸水予測図	津波浸水予測図を作成、津波到達予想時間を設定
避難対象地域	津波浸水予測図に基づき避難対象地域を設定
避難困難地域	予想される津波の到達時間までに避難が困難な地域を抽出
避難場所等、避難路等	避難場所・避難ビル、避難路・避難経路の指定・設定
初動体制	職員の参集基準、参集連絡手段等の明確化
津波情報の収集、伝達	津波予報、津波情報の収集伝達手段・体制、海面監視等
避難勧告、指示の発令	避難勧告、指示の発令の基準、手順、手段等
津波対策の教育・啓発	津波避難計画・HM等の周知等
避難訓練	避難訓練の実施体制、内容等
その他の留意点	観光客、海水浴客等の避難対策、災害時要援護者の避難対策

注:「津波対策推進マニュアル検討報告書(H14.3消防庁)」を基に作成

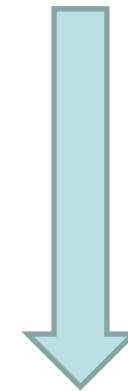
- 本検討委員の下に港湾の津波避難施設に係る設計指針を策定することを目的としたWGを設置し、検討を行う。

既存の策定済みの指針等

- ・「津波避難ビル等に係るガイドライン」(H17.6内閣府)
- ・「津波漂流物対策ガイドライン(案)」(H17.5沿岸センター・寒地センター)
- ・「津波に対し構造耐力上安全な建築物の設計法等に係る追加的知見について(技術的助言)」(H23.11国交省住宅局)

港湾に立地するが故に特有の設計条件を考慮する必要がある

- ・埋立地であるため軟弱地盤or液状化しやすい地盤上での建設
- ・水際線に近い立地条件(設計津波波力の考え方)
- ・津波漂流物の衝突条件(漂流物の特殊性を考慮した衝突荷重条件)
- ・その他



港湾の特殊性を考慮した津波避難施設の設計方針の策定

【参考】災害対策基本法及び防災基本計画

【災害対策基本法】(抄)

(防災基本計画の作成及び公表等)

第三十四条 **中央防災会議は、防災基本計画を作成**するとともに、災害及び災害の防止に関する科学的研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行なわれた災害応急対策の効果を勘案して毎年防災基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 中央防災会議は、前項の規定により防災基本計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内閣総理大臣に報告し、並びに指定行政機関の長、都道府県知事及び指定公共機関に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

第三十五条 防災基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 防災に関する総合的かつ長期的な計画
 - 二 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項
 - 三 前各号に掲げるもののほか、防災業務計画及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項で、中央防災会議が必要と認めるもの
- 2 防災基本計画には、次に掲げる事項に関する資料を添付しなければならない。
- 一～六 (略)

(都道府県地域防災計画)

第四十条 **都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき**、当該都道府県の地域に係る**都道府県地域防災計画を作成**し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

2 **都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。**

- 一 (略)
 - 二 当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、**避難**、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の**計画**
- (略)

(市町村地域防災計画)

第四十二条 **市町村防災会議**(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)**は、防災基本計画に基づき**、当該市町村の地域に係る**市町村地域防災計画を作成**し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 **市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。**

- 一 (略)
- 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、**避難**、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の**計画**

【防災基本計画】(抄)

○津波による危険が予想される**市町村は**、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、**避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告・指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的なかつ実践的な津波避難計画の策定等を行う**とともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする

市町村における津波避難計画策定指針(平成14年3月)／総務省消防庁

市町村が津波避難計画を策定するために、都道府県が市町村に対して示す指針の参考とするため、避難対象地域、避難場所の指定、情報伝達の手順などを定めたもの(津波対策推進マニュアル検討報告書においてとりまとめ)。

◆津波避難計画を策定する必要がある地方公共団体

海岸線等(津波の遡上が予想される河川の流域等も含む)を有する全ての市町村

◆津波避難計画の範囲

津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間～十数時間の間、住民等の生命、身体の安全を確保するための避難対策に資するものである。

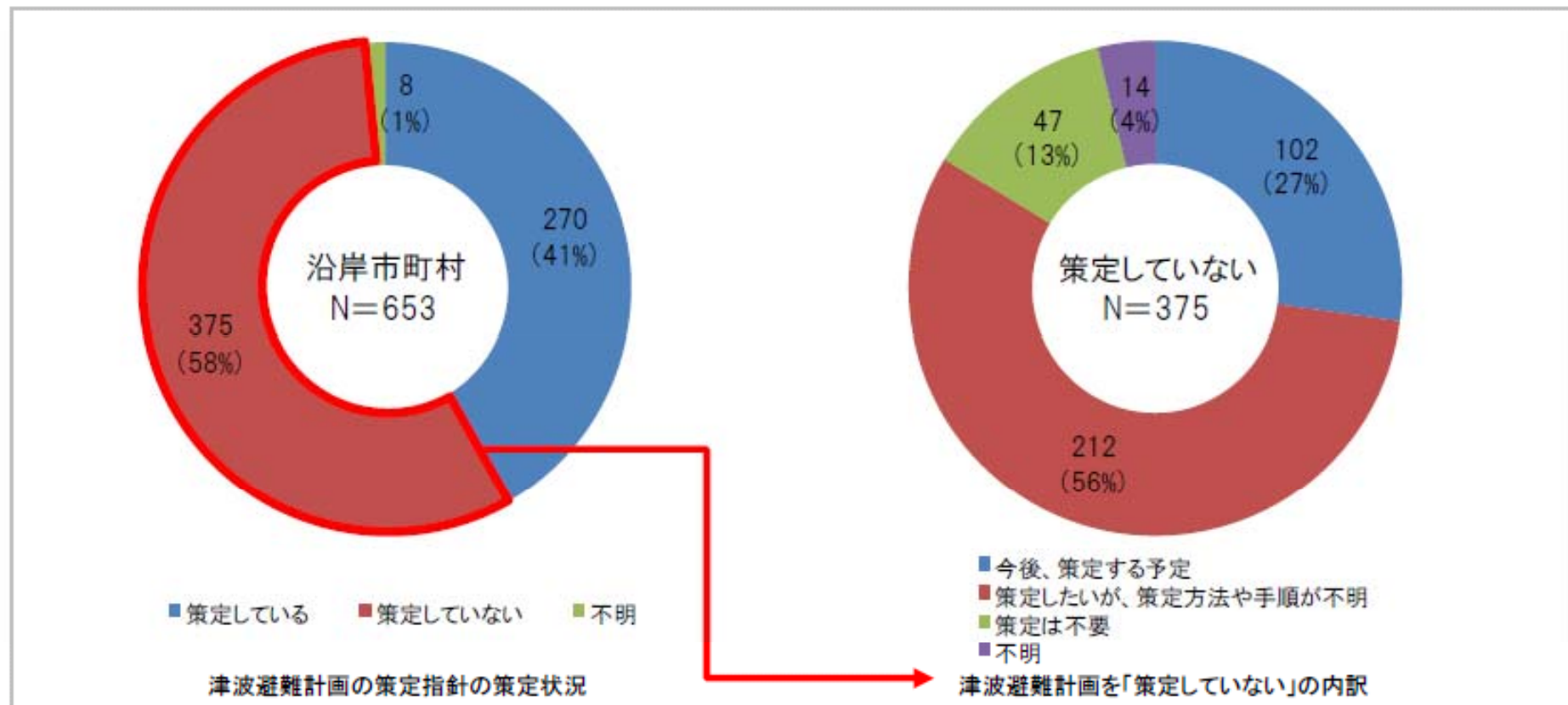
◆津波避難計画において定める必要がある事項

津波浸水予測図	① 過去に津波被害が発生した地震に伴う津波浸水地域 ② 津波の発生の可能性のある地震に伴う津波浸水地域(津波シミュレーションの実施) ③ ①および②により津波浸水予測図(予想最大浸水域)を作成 ④ 津波到達予想時間を設定
避難対象地域	津波浸水予測図に基づき避難対象地域を指定
避難困難地域	予想される津波の到達時間までに避難が困難な地域の抽出
避難場所等、避難路等	避難場所・避難ビル、避難路・避難経路の指定・設定
初動体制	職員の参集基準、参集連絡手段等の明確化
津波情報の収集、伝達	津波予報、津波情報の収集伝達手段・体制、海面監視等
避難勧告、指示の発令	避難勧告、指示の発令の基準、手順、手段等
津波対策の教育・啓発	津波避難計画・ハザードマップ等の周知、津波の知識の教育・啓発の方法、手段等
避難訓練	避難訓練の実施体制、内容等
その他の留意点	観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、災害時要援護者(災害弱者)の避難対策

【参考】市町村における津波避難計画の策定状況

沿岸地域をもつ市町村で、津波避難計画を策定しているのは約41%であった。(平成22年時点)

策定していない沿岸市町村のうち、約56%は「策定したいが、策定方法や手順が不明」、約13%は「策定は不要」としている。また、その他として、「地域防災計画」などの回答があげられた。



出典：内閣府調査(平成22年)

出典：防災対策推進検討会議津波避難対策検討ワーキンググループ第6回会合資料